

生食輸発0607第1号
平成28年6月7日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部
監視安全課輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(中国産たまねぎのチアメトキサム)

標記については、平成28年3月31日付け生食輸発0331第1号(最終改正：平成28年5月24日付け生食輸発0524第1号)により通知したところです。

本日、食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)の一部が改正され、本日より改正された基準値が適用されることから、同通知を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしく申し上げます。

記

1. 別表1の中国の項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
たまねぎ及びその加工品(簡易な加工に限る。)		チアメトキサム	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるチアメトキサムが検出されるおそれがあるため。

を、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
たまねぎ及びその加工品（簡易な加工に限る。）		チアメトキサム	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値（0.02ppm）を超えるチアメトキサムが検出されるおそれがあるため。

に改める。